

砥部町農業委員会総会

令和 6 年 11 月 29 日議事録

令和 6 年 11 月 29 日農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和 6 年 11 月 29 日農業委員会総会
2 開始日時	令和 6 年 11 月 29 日（金）16 時 30 分～
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	大野和博（会長）、山田義秀（会長職務代理） 河瀬利文、正岡英司、佐野淳子、渡部智磨子、坂本勝美 竹内 勝、福田康彦、久保 徹、門田幸一、相原雄一 笹山準一、三木恭子、日ノ岡光政、越智 守
5 欠席委員	松村 要、松尾利勝
6 職務のため会議に出席した職員の職氏名	池田 晃一（事務局長） 森岡 誠（事務局農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和 6 年 11 月 29 日砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 51 号 土地改良届について 1 件

日程第 3 議案第 52 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出について 3 件
て

日程第 4 議案第 53 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 3 件

日程第 5 議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について 1 件

日程第 6 議案第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について 3 件

・閉会

令和6年11月29日砥部町農業委員会総会

令和6年11月29日（金） 16時30分開会

発言者	発言内容
事務局	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から11月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大野会長がご挨拶を申し上げます。
会長	～会長挨拶～
事務局	ありがとうございました。 本日は、松村委員、松尾委員より欠席の旨、通知がありました。 本日の出席委員は16名で、過半数に達していますので、総会が成立していますことをご報告いたします。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第3条により、会長が議長を務めることとなっていますので、以降の議事の進行を大野会長にお願いします。
議長	それでは、11月農業委員会総会を開会いたします。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第20条第2項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議長	それでは、本日の議事録署名委員は、5番、渡部智磨子委員さん、6番、坂本勝美委員さんにお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大内さんを指名いたします。
議長	日程第2 議案第51号 農業委員会に提出のあった土地改良届について、1件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書1ページ、地図も1ページをご覧ください。 申請者は○○さんです。申請地は○○です。 隣接する農道より低い位置にある申請地に盛土をして、道と同じ高さにすることで、土砂が崩れるのを防ぐものです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。何かご質疑はありますか。
○○委員	土地改良届は、どういときに必要になりますか。
事務局	簡易なものは不要ですが、今回は3mくらい埋め立てるので届出を行ってもらいました。地元の農業委員さんにも知っていたら、問題が起こら

	ないようになります。この届出は、農業委員会の判断で色々違うようです。
議長	ほかに、何かご質疑はありませんか。なければ、報告事項のため、次に移ります。
議長	日程第3 議案第52号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出について、3件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書2ページ、地図も2ページをご覧ください。 1件目、市街化区域内の自己住宅への転用で、所有権移転の案件です。 渡人は○○さん、○○さん。受人は○○さん、○○さんです。 共有名義の○○さん持ち分を○○さんに所有権移転して転用を行います。申請地は○○です。 隣接する住宅を一体利用し、進入路と宅地にします周囲にはコンクリート擁壁を施工し、排水は南側水路へ放流、給水は砥部町上水道を利用します。 続いて2件目、市街化区域内の分譲宅地○区画への転用で、所有権移転の案件です。 渡人は○○さん、○○さん、受人は○○さんです。申請地は○○です。 盛土は60cm、周囲にはコンクリート擁壁を施工します。雨水は水路へ放流し、汚水は公共下水道を利用、給水は砥部町上水道を利用します。 続いて3件目、地図は3ページをご覧ください。 市街化区域内の個人住宅への転用で、所有権移転の案件です。 渡人は○○さん、受人は○○さんです。申請地は○○です。 排水は公共下水道を利用、給水は砥部町上水道を利用します。 以上で説明を終わります。
議長	事務局及びの説明が終わりました。何かご質疑はありませんか。なければ、報告事項のため、次に移ります。
議長	日程第4 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について3件を議題といたします。 1件目と2件目は、関連がありますので、まとめて事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、議案書の3ページ、地図は4ページをご覧ください。渡人は○○さん。受人は○○さんです。申請地は○○です。</p> <p>申請の経緯について、渡人は、町外在住で農地の維持管理が困難なため、受人に譲渡するものです。</p> <p>作付予定作物は梅、受人の営農家族構成は、本人と母親です。農作業機械はトラクター等を所有しています。</p> <p>営農日数は本人、200日、母親100日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。</p> <p>続けて2件目、地図は5ページをご覧ください。</p> <p>渡人は○○さん。受人は○○さんです。申請地は○○です。</p> <p>申請の経緯については1件目と同様です。</p> <p>作付予定作物は梅、受人の営農家族構成は、本人です。農作業機械は所有していません。</p> <p>営農日数は、200日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、各項目のいずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の○○さんより、内容説明をお願いします。
担当委員	<p>事務局の説明のとおりで、○○さんは去年、○○から○○に引っ越ししました。兼業農家で、○○が亡くなり維持できなくなつたようです。</p> <p>○○さんは、隣接地で農業をしているので、この面積なら問題ありません。</p>
議長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
○○委員	農業機械はないのか。
○○委員	動噴と草刈り機などを所有しています。

議長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議長	続いて 3 件目について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、地図は 6 ページをご覧ください。 渡人は○○さん。受人は○○さんです。申請地は○○です。 申請の経緯について、渡人が農地の維持管理ができなくなり、申請地周辺を耕作している従弟である受人に譲渡するものです。 作付予定作物は季節野菜、受人の営農家族構成は、本人と妻です。農作業機械は動力噴霧器等を所有しています。 営農日数は、本人 250 日、妻 200 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には、特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、各項目いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の○○委員さんより、内容説明をお願いします。
担当委員	事務局の説明のとおりです。週に 3 日は帰って、野菜などを作っています。農地が荒れるのを防いでくれています。よろしくお願いします。
議長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議長	日程第 5 議案第 54 号 農地法第 5 条の第 1 項の規定に基づく許可申請について、1 件を議題といたします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページ、地図は 7 ページをご覧ください。 渡人は○○さん。受人は○○さんです。申請地は○○です。 申請の経緯について、受人が倉庫を置けるスペースを住宅周辺で探しており、申請地について渡人と相談し、譲渡することとなったものです。 境界は、コンクリート擁壁がすでに施工されています。

	<p>雨水は、自然排水で西側水路に放流します。</p> <p>申請地の農地区分は第2種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の○○委員さんから、内容説明をお願いします。
担当委員	事務局の説明のとおりです。元々は広い農地でしたが、国道が広がって少しの農地が残ったもので、これまで草刈り程度の管理をしていたそうです。進入路がなく電柱も立っているので農地としての利用価値はありません。倉庫はプレハブを置くそうです。
議長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議長	<p>質疑を終わります。採決を行います。</p> <p>本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p>
議長	<p>日程第6 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、3件を議題といたします。</p> <p>1件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の5ページ、地図は8ページをご覧ください。</p> <p>使用借権の設定で、継続の案件です。</p> <p>貸人は○○さんの推定相続人○○さん、○○さん。借人は○○さんです。</p> <p>農地の所在地は○○です。栽培品目は、えひめ果試第28号です。</p> <p>利用権設定は、令和6年12月公告日から令和9年11月30日までの3年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の○○から、内容説明をいたします。
担当委員	事務局の説明のとおりです。ご審議のほど、よろしくお願ひします。
議長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
○○委員	推定相続人とは、どういうものか。

事務局	この農地は相続ができていないので、相続の権利者である推定する相続人の過半をもって権利を設定することになります。妻が2分の1で、もう一人追加し過半とっています。この2人が推定する相続人ということになります。
○○委員	○○は以前から○○をしていたのか。
○○委員	以前から○○をしています。
議長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議長	2件目について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、地図は4ページをご覧ください。 賃借権の設定で、新規の案件です。 貸人は○○さんの推定相続人○○さん、○○さん。借人は○○さんです。 農地の所在地は○○です。栽培品目は、七折小梅です。 利用権設定は、令和6年12月公告日から令和16年11月30日までの10年間です。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の○○委員さんから、内容説明をお願いします。
担当委員	事務局の説明のとおりです。この園地は○○の中にあり、○○さんが亡くなられたので貸すこととしたようです。 ○○さんは○○を終え、○○から独立して農業を初めています。この園地の隣も借りて作っています。組合も都合がいいし、問題ないと思います。
議長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議長	3件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局	それでは、地図は9ページをご覧ください。 賃借権の設定で、新規の案件です。 貸人は〇〇さん。借人は〇〇さん。親子による申請です。 農地の所在地は〇〇です。栽培品目は、柑橘、キウイフルーツ、季節野菜です。 利用権設定は、令和6年12月公告日から令和26年11月30日までの20年間です。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんから、内容説明をお願いします。
担当委員	今の事務局の説明のとおりです。息子さんが新規に農業を始めるそうです。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〇〇委員	この貸し借りでメリットがあるんですか。
事務局	新規就農で補助金をもらうためです。
〇〇委員	親から借りたのでいいのか。
事務局	大丈夫です。
〇〇委員	砥部に引っ越してくるのか。町外でも大丈夫か。
事務局	属地主義なので大丈夫です。そのうち引っ越してくるか、そこは分かりません。
議長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議長	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
17時10分 閉会	

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署名会長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____